（公示）

第百二十一条　理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を公示しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣　梶山　弘志

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一　［略］	［略］	［略］
二　質量計 イ　非自動はかり (1)　ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験 2　温湿度の影響に係る試験 3　一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	［削る］	［削る］
		五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円

改正前

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一　［略］	［略］	［略］
二　非自動はかり イ　ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験 2　温湿度の影響に係る試験 3　一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験 4　スパン安定性に係る試験 5　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 6　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 7　サージイミュニティ試験 8　5から7までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 9　ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 ［新設］	五万五千四百円 十七万五千四百円 十三万四千円 十四万四千三百円 十二万千三百円 五万四千四百円 三万八千六百円 七万五千五百円 八万二千七百円 ［新設］
［新設］		

（公示）

第百二十一条　理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を官報に公告しなければならない。